

環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

1. 目的

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）（以下「環境配慮契約法」という。）第5条に基づき、国は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。

基本方針については、環境配慮契約の推進に資するよう、必要に応じて見直すこととされており、基本方針及び解説資料の見直しを検討するため、学識経験者等からなる「環境配慮契約法基本方針検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向
- (2) 各契約類型における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項
- (3) その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項

3. 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。
- (3) 座長は検討会の議事運営に当たる。
- (4) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- (5) 検討会の下に、学識経験者、関連団体、関係事業者等からなる専門委員会を置くことができる。
- (6) 専門委員会の座長は検討会の委員をもって当てることとし、専門委員会の運営は検討会に準ずる。

4. 公開等

- (1) 検討会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は個人若しくは団体の権利利益が侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又

は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

(3) 専門委員会の公開等については、検討会に準ずる。

5. 庶務

検討会の庶務は、環境省総合環境政策局環境経済課において行う。

6. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。